

四日市市告示第542号

四日市市養護老人ホーム施設単価設定事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年7月17日

四日市市長 森 智 広

四日市市養護老人ホーム施設単価設定事務取扱要綱の一部を改正する要綱
四日市市養護老人ホーム施設単価設定事務取扱要綱（平成18年四日市市告示第121号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）に対する事務費及び生活費の支弁基準額の認定、各種加算に係る認定等については、老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第01240001号厚生労働省老健局長通知。以下「指針」という。）<u>、老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について（平成18年1月24日老発第0124003号厚生労働省老健局長通知。以下「加算通知」という。）及び老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について（令和6年3月26日事務連絡厚生労働省老健局高齢者支援課通知。以下「改定通知」という。）</u>に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）に対する事務費及び生活費の支弁基準額の認定、各種加算に係る認定等については、老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第01240001号厚生労働省老健局長通知。以下「指針」という。）<u>及び老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について（平成18年1月24日老発第0124003号厚生労働省老健局長通知。以下「加算通知」という。）</u>に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p>

ろによる。

(各月の支弁月額の認定等)

第2条 市長は、毎年度当初（年度途中で事業を開始した施設については、その事業の開始時）、措置を行った個々の施設及び養護委託をした養護委託者につき、それぞれ指針及び改定通知を参考に、地域の賃金の状況や物価等を勘案し、地域の实情に応じて算定した事務費、生活費、移送費及び葬祭費の額を措置者1人当たり支弁月額等として決定するとともに、これを当該施設、当該養護受託者及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知しなければならない。

(ボイラー技士雇上費適用申請書等)

第3条 老人ホームの長は、指針に定めるボイラー技士雇上費の認定を受けようとするときは、市長へボイラー技士雇上費適用申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 (略)

(単身赴任手当加算適用申請書等)

第4条 老人ホームの長は、指針に定める単身赴任手当加算の認定を受けようとするときは、市長へ単身赴任手当加算適用申請書（第4号様式）を提出しなければならない。

2 (略)

(各月の支弁月額の認定等)

第2条 市長は、毎年度当初（年度途中で事業を開始した施設については、その事業の開始時）、措置を行った個々の施設及び養護委託をした養護委託者につき、それぞれ指針別紙1の基準に基づき算定した事務費、生活費、移送費及び葬祭費の額を措置者1人当たり支弁月額等として決定するとともに、これを当該施設、当該養護受託者及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知しなければならない。

(ボイラー技士雇上費適用申請書等)

第3条 老人ホームの長は、指針別紙1に定めるボイラー技士雇上費の認定を受けようとするときは、市長へボイラー技士雇上費適用申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 (略)

(単身赴任手当加算適用申請書等)

第4条 老人ホームの長は、指針別紙1に定める単身赴任手当加算の認定を受けようとするときは、市長へ単身赴任手当加算適用申請書（第4号様式）を提出しなければならない。

2 (略)

(各種加算の考え方等)

第5条 市長は、加算通知及び改定通知を参考に、地域の賃金の状況や物価等を勘案し、地域の実情に応じて各種加算の額を決定するとともに、加算対象者、加算対象施設及び費用の支弁について当該施設及び当該対象者を措置した市町村の長に通知しなければならない。

(病弱者等介護加算適用申請書等)

第7条 老人ホームの長は、加算通知に定める病弱者等介護加算の認定を受けようとするときは、市長へ病弱者等介護加算適用申請書(第5号様式)を提出しなければならない。

2及び3 (略)

(入所者処遇特別加算費適用申請書等)

第8条 老人ホームの長は、加算通知に定める入所者処遇特別加算の認定を受けようとするときは、市長へ入所者処遇特別加算費適用申請書(第6号様式)を毎年12月末までに提出しなければならない。

2及び3 (略)

(施設機能強化推進費加算適用申請書等)

第9条 老人ホームの長は、加算通知に定める施設機能強化推進費の認定を受けようとするときは、市長へ施設機能強

(各種加算の考え方等)

第5条 市長は、加算通知の別記に定める各種加算については、加算通知の指針に定める単価に基づき単価を決定するとともに、加算対象者、加算対象施設及び費用の支弁について当該施設及び当該対象者を措置した市町村の長に通知しなければならない。

(病弱者等介護加算適用申請書等)

第7条 老人ホームの長は、加算通知の指針に定める病弱者等介護加算の認定を受けようとするときは、市長へ病弱者等介護加算適用申請書(第5号様式)を提出しなければならない。

2及び3 (略)

(入所者処遇特別加算費適用申請書等)

第8条 老人ホームの長は、加算通知の指針に定める入所者処遇特別加算の認定を受けようとするときは、市長へ入所者処遇特別加算費適用申請書(第6号様式)を毎年12月末までに提出しなければならない。

2及び3 (略)

(施設機能強化推進費加算適用申請書等)

第9条 老人ホームの長は、加算通知の指針に定める施設機能強化推進費の認定を受けようとするときは、市長へ施設

化推進費加算適用申請書（第8号様式）を提出しなければならない。

2及び3 （略）

（民間施設給与等改善費適用申請書等）

第10条 老人ホームの長は、加算通知に定める民間施設給与等改善費の認定を受けようとするときは、市長へ民間施設給与等改善費適用申請書（第10号様式）を提出しなければならない。

2 老人ホームの長は、加算通知に定める民間施設給与等改善費特別管理費加算の認定を受けようとするときは、市長へ民間施設給与等改善費管理費特別加算申請書（第11号様式）の申請書を提出しなければならない。

3 老人ホームの長は、加算通知に定める管理費スプリンクラー設置加算分の認定を受けようとするときは、市長へ管理費スプリンクラー設置加算申請書（第12号様式）を提出しなければならない。

4 （略）

（医師に係る常勤医師人件費単価適用申請書等）

第11条 老人ホームの長は、加算通知に定める常勤医師人件費の認定を受けようとするときは、市長へ常勤医師人件費単価適用申請書（第13号様式）を提出しなければならない。

2から4まで （略）

機能強化推進費加算適用申請書（第8号様式）を提出しなければならない。

2及び3 （略）

（民間施設給与等改善費適用申請書等）

第10条 老人ホームの長は、加算通知の指針に定める民間施設給与等改善費の認定を受けようとするときは、市長へ民間施設給与等改善費適用申請書（第10号様式）を提出しなければならない。

2 老人ホームの長は、加算通知の指針に定める民間施設給与等改善費特別管理費加算の認定を受けようとするときは、市長へ民間施設給与等改善費管理費特別加算申請書（第11号様式）の申請書を提出しなければならない。

3 老人ホームの長は、加算通知の指針に定める管理費スプリンクラー設置加算分の認定を受けようとするときは、市長へ管理費スプリンクラー設置加算申請書（第12号様式）を提出しなければならない。

4 （略）

（医師に係る常勤医師人件費単価適用申請書等）

第11条 老人ホームの長は、加算通知の指針に定める常勤医師人件費の認定を受けようとするときは、市長へ常勤医師人件費単価適用申請書（第13号様式）を提出しなければならない。

2から4まで （略）

(処遇改善加算申請書等)

第12条 老人ホームの長は、改定通知に定める処遇改善加算の認定を受けようとするときは、市長へ処遇改善加算申請書(第15号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受けたときは、その内容について必要な審査を行い、認定施設については、老人保護措置費加算認定通知書(第2号様式)により、不認定施設については、老人保護措置費加算不認定通知書(第3号様式)により、それぞれ当該施設に対し通知しなければならない。

3 当該加算の認定を受けた老人ホームの長は、市長へ処遇改善加算実績報告書(第16号様式)を翌年4月末までに提出しなければならない。

(各月の支弁月額及び各種加算の決定通知書)

第13条 第2条及び第5条による通知は、老人保護措置費単価決定通知書(第17号様式)により行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に規定するもののほか、養護老人ホーム施設単価設定事務について必要な事項は、市長が別に規定する。

(各月の支弁月額及び各種加算の決定通知書)

第12条 第2条及び第5条による通知は、老人保護措置費単価決定通知書(第15号様式)により行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか、養護老人ホーム施設単価設定事務について必要な事項は別に規定する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

第 年 月 日
号
日

四日市市長

施設住所
施設名
施設長名
(施設長が自署しない場合は、
記名押印してください)

ボイラー技士雇上費適用申請書

老人保護措置費の施設事務費における特別事務費のボイラー技士雇上費の適用について、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 添付書類
- 1 労働基準監督署の提出した「ボイラー明細書」または「小型ボイラー設置報告書」の写し
 - 2 労働基準監督署に提出した「ボイラー取扱作業主任者専任報告書」の写しまたは「ボイラー技士免許証」の写し

第4号様式から第14号様式までを次のように改める。

四日市市長

施設住所
 施設名
 施設長名
 (施設長が自署しない場合は、
 記名押印してください)

単身赴任手当加算適用申請書

このことについて、関係書類を添えて申請します。

交通距離区分	人 員
100km未満	人
100km以上300km未満	人
300km以上500km未満	人
500km以上700km未満	人
700km以上900km未満	人
900km以上1,100km未満	人
1,100km以上1,300km未満	人
1,300km以上1,500km未満	人
1,500km以上	人
計	人

第5号様式

第 号
年 月 日

四日市市長

施設住所
施設名
施設長名
(施設長が自署しない場合は、
記名押印してください)

病弱者等介護加算適用申請書

老人保護措置費の施設事務費における特別事務費の病弱者等介護加算の適用について、下記の添付書類を添えて申請します。

- 添付書類
- 1 病弱者等介護加算対象人員調査表
 - 2 病弱者等介護加算対象者総括表
 - 3 病弱者等介護加算対象者個別表

四日市市長

施設住所
 施設名
 施設長名
 (施設長が自署しない場合は、
 記名押印してください)

入所者処遇特別加算費適用申請書

このことについて、関係書類を添えて申請します。

施設名					
施設種別					
設置主体					
経営主体					
所在地					
入居定員 現入居者数	定 員		現入居者数		
	人		人		
職 員 数	配置基準数	実 人 員 数			
	人	常 勤	人	非常勤	(人)
高齢者多数雇用 奨励金を受ける 予定の有無	適用期間 年 月 日～ 年 月 日 ・なし				

注1 非常勤職員欄の()には、入所者処遇特別加算人員を再掲示すること。

2 現入居者数、職員数は該当年度4月1日現在で記入すること。

四日市市長

施設住所
 施設名
 施設長名
 (施設長が自署しない場合は、
 記名押印してください)

入所者処遇特別加算費実績報告書

このことについて、関係書類を添えて報告します。

施設名					
施設種別					
設置主体					
経営主体					
所在地					
入所者数 及び現員	定 員		現 員		
	人		人		
職 員 数	配置基準数	実 人 員 数			
	人	常勤	人	非常勤	() 人
特定就職困難者雇用開発 助成金を受ける予定の有無		有 ・ 無			

- 注1 非常勤職員欄の()には、入所者処遇特別加算人員を再掲示すること。
 2 現入居者数、職員数は当該年度4月1日現在で記入すること。

第8号様式

第 年 月 日
号 日

四日市市長

施設住所
施設名
施設長名
(施設長が自署しない場合は、
記名押印してください)

施設機能強化推進費加算適用申請書

老人保護措置費の施設事務費における特別事務費の施設機能強化推進費加算の適用について、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 総事業費 円

申請額 円

2 添付書類
施設機能強化推進費事業調書

第9号様式

第 年 月 日
号

四日市市長

施設住所
施設名
施設長名
(施設長が自署しない場合は、
記名押印してください)

施設機能強化推進費加算事業実績報告書

老人保護措置費の施設事務費における特別事務費の施設機能強化推進費加算
について、下記の添付書類を添えて報告します。

記

1 総事業費 円
実績額 円

2 添付書類
施設機能強化推進費事業実績調書
この事業の収支を明らかにすることのできる補助簿の写（施設長の原本証明をしたもの）
この事業の内容が分かる書類等（任意様式）

四日市市長

施設住所
施設名
施設長名
(施設長が自署しない場合は、
記名押印してください)

民間施設給与等改善費適用申請書

老人保護措置費の施設事務費における特別事務費の民間施設給与等改善費の適用について、下記の添付書類を添えて申請します。

記

- 添付書類
- 1 1 施設あたりの職員平均勤続年数算定表
 - 2 1 施設あたりの職員平均勤続年数算定表
(特定施設入所者生活介護適用施設での特定入所者分)
 - 3 その他の社会福祉施設での勤続年数表
 - 4 職員の勤務状況表
 - 5 社会福祉施設職員履歴書
 - 6 前年度会計のうち申請施設(経理区分)についての貸借対照表
 - 7 前年度会計のうち申請施設(経理区分)についての決算書

第11号様式

第 年 月 日
号

四日市市長

施設種別
施設名
施設長名
(施設長が自署しない場合は、
記名押印してください)

民間施設給与等改善費管理費特別加算申請書

このことについて、民間施設給与等改善費管理費特別加算を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

(提出書類)

- 1 基本調書
- 2 入居者支援等調査票
- 3 重度者、重複障害者等受入調査票
- 4 施設機能の地域開放事業実施状況調査票
- 5 先駆的、開拓的な施設運営調査票
- 6 施設経営状況調査票

(添付書類)

- 1 前年度貸借対照表、資金収支計算書（施設ごとの内訳がわかるもの）
- 2 前々年度・前年度社会福祉施設指導監査結果通知及び改善措置結果報告書

第12号様式

第 年 月 日
号

四日市市長

施設住所
施設名
施設長名
(施設長が自署しない場合は、
記名押印してください)

管理費スプリンクラー設置加算申請書

老人保護措置費の施設事務費における特別事務費の管理費スプリンクラー設置加算の適用について、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 管理費スプリンクラー設置加算調書
- 2 消防法施行規則にいう「消防機関検査証」等本設備を設置したことが証明できる書類

四日市市長

施設住所
施設名
施設長名
(施設長が自署しない場合は、
記名押印してください)

常勤医師人件費単価適用申請書

老人保護措置費の施設事務費における常勤医師人件費単価の適用を下記により申請します。

記

事 項	内 容
1 施設 の 名 称	
2 施設 の 種 類	
3 施設 の 所 在 地	
4 施設 の 運 営 主 体	
5 施設の定員・現入居者数	人 人
6 常勤医師の配置年月日	年 月 日
7 常勤医師氏名・年齢	
8 就業規則に定める常勤医師 の所定勤務日数・時間数	1月あたり 日 1日あたり 時間
9 申請前3か月における 常勤医師の月平均勤務 日数・時間数	1月あたり 日 1日あたり 時間

(注) 就業規則等証明書類を添付すること。

四日市市長

施設住所
施設名
施設長名
(施設長が自署しない場合は、
記名押印してください)

医師人件費単価変更申請書

老人保護措置費の施設事務費における常勤医師人件費単価の適用について下記により変更を申請します。

記

事 項	内 容
1 施設 の 名 称	
2 施設 の 種 類	
3 施設 の 所 在 地	
4 施設 の 運 営 主 体	
5 施設の定員・現入居者数	人 人
6 非常勤医師の配置年月	年 月 日
7 変更事由	

第 1 5 号様式を第 1 7 号様式とし、第 1 4 号様式の次に次の 2 様式を加える。

四日市市長

施設住所
 施設名
 施設長名
 (施設長が自署しない場合は、
 記名押印してください)

処遇改善加算申請書

老人保護措置費の施設事務費における特別事務費の処遇改善加算の適用について、下記の値の根拠書類を添えて申請します。

常勤支援員 (特定施設入居者生活介護を担当する支援員を除く)	
4月1日現在の雇用人数…(A)	
1カ月(4週)あたり勤務すべき時間数…(B)	
非常勤支援員 (特定施設入居者生活介護を担当する支援員を除く)	
氏名	1カ月(4週)あたり勤務すべき時間数
《非常勤支援員》勤務時間数計…(C)	
対象職員数(常勤換算) (A) + [(C)/(B)] …(D) (小数点第2位以下切り捨て)	
4月1日現在の入所者数…(H)	

※就業規則、雇用決定通知書等もあわせてご提出ください。
 ※施設の判断により、他職員の賃金引上げに処遇改善加算の一部を充てることのできるものとする。

第 16 号様式

第 年 月 号
日

四日市市長

施設住所
施設名
施設長名
(施設長が自署しない場合は
記名押印してください)

処遇改善加算実績報告書

年度において老人保護措置費として認定を受けた処遇改善加算について、下記のとおり報告します。

- | | |
|----------------------|---|
| 1 処遇改善加算累計額 | 円 |
| 2 賃金改善実績合計額 | 円 |
| (1) 対象職員賃金改善実績額 | 円 |
| (2) 対象職員以外の職員賃金改善実績額 | 円 |
| 3 添付書類 | |
| 総括表 (処遇改善加算実績報告関係) | |

総括表（処遇改善加算実績報告関係）

施設名： _____

年度における職員賃金実績等の額

対象月	処遇改善加算を反映させた場合 (実績額)		仮に処遇改善加算を反映させなかつ た場合（見込額）	
	対象職員分	対象職員以外分	対象職員分	対象職員以外分
4月	円	円	円	円
5月	円	円	円	円
6月	円	円	円	円
7月	円	円	円	円
8月	円	円	円	円
9月	円	円	円	円
10月	円	円	円	円
11月	円	円	円	円
12月	円	円	円	円
1月	円	円	円	円
2月	円	円	円	円
3月	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度に支弁する老人保護措置費から適用する。

(健康福祉部高齢福祉課)